

こんな方がヤングケアラーです（例）

もし周りにこんな子どもがいたら、ご連絡ください。周りの大人が気づくことで救われる子どもがいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
 アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している
 がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている
 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

知っていますか？ Young carer ヤングケアラー

11月は「児童虐待防止推進月間」です。この月間では、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるような様々な取り組みを実施します。広報ちのでは、「ヤングケアラー」についてお知らせします。



11月は児童虐待防止推進月間

標語

いちはやく
189「だれか」じゃなくて「あなた」から



困ったことがあれば相談してください

児童虐待に関するご連絡（相談）
育児不安、妊娠・出産

についての連絡先

茅野市こども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」 場所：市役所6階 こども課 こども・家庭相談係 発達支援センター	☎0266-72-2101(代) 内線 615・616・617 内線 618
---	--

他の主な相談機関等

諏訪児童相談所	☎0266-52-0056
長野県児童虐待・DV24時間ホットライン	☎026-219-2413
茅野警察署 生活安全課	☎0266-82-0110
にんしんSOSながの	☎0120-68-1192

ヤングケアラーとは

大人が担うような責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことを「ヤングケアラー」と言います。その生活が「当たり前」で、自分が「ヤングケアラー」という認識がないという子どもも少なくありません。

子どもにどんな影響があるの？

「ヤングケアラー」の子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自分がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間が作れなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。

しかし、子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せなかったり、また、周りに知られたくないと思っている子どももいます。

周りの大人ができること

このような子どもの中には、こうした家族の介護等をする事により、子どもの健やかな成長や生活への影響から心理的虐待等に至っている場合があることを認識する必要があります。

まわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聴き、必要な支援につなげることができるよう、社会全体で「ヤングケアラー」について正しく理解し、認識を高めることが望まれます。もし周りに「ヤングケアラー」の子どもがいたら茅野市こども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」までご連絡ください。